

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

【 吉武地区コミュニティ運営協議会 】

宗像市監査委員

元宗監第243号
令和2年3月31日

宗像市長 伊豆美沙子様
宗像市議会議長 花田鷹人様

宗像市監査委員 佐藤光俊
宗像市監査委員 吉田剛

財政援助団体等の監査結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を提出する。

第1 監査の概要

1 監査の対象団体及び所管部署

対象団体	所管部署
吉武地区コミュニティ運営協議会	市民協働環境部コミュニティ協働推進課 教育子ども部子ども育成課 市民協働環境部文化スポーツ課

2 監査の範囲

(1) 対象年度 平成30年度

(2) 対象内容 公の施設の管理及びまちづくり交付金に係る出納その他の事務の執行

(3) 指定管理料及び交付金額

対象内容		金額
公の施設の管理	宗像市農村女性の家	10,524,529円
	吉武小学校学童保育所	7,891,640円
	宗像市弓道場	565,000円
まちづくり交付金		9,067,000円

3 監査の着眼点

【所管部局関係】

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 財政援助団体監査

- ア 補助金及びその他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。

- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【団体関係】

(1) 公の施設の指定管理者監査

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用し、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(2) 財政援助団体監査

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の保存は適切か。
- オ 補助金等に係る会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
- ケ 会則、規則、規程等は整備されているか。

4 監査の実施

(1) 令和元年9月20日

市長及び団体へ監査を実施する旨の通知及び監査項目に対応する書類の提出を依

頼

- (2) 令和元年10月28日～令和元年11月21日
提出された書類の審査
- (3) 令和元年11月8日
所管部署の意見聴取
- (4) 令和元年11月22日
団体の実地監査
- (5) 令和元年12月25日
所管部署への講評

第2 監査の結果等

1 吉武地区コミュニティ運営協議会の概要

【 団体の概要 】

所在地	宗像市吉留3519-1
設立年月日	平成14年6月30日
代表者	会長 花田 亮

【 設立の沿革 】

平成12年にモデル地区として設立された「自由ヶ丘、南郷、日の里」のコミュニティ運営協議会を参考に、吉武地区においても平成13年7月に設立準備委員会を設立し、地域住民による協議を重ね、平成14年6月30日に市内で4番目のコミュニティ運営協議会として設立。

【 設立目的 】

吉武地区コミュニティ運営協議会は、吉武地区をコミュニティ範域とし、その活動拠点であるコミュニティ・センター（宗像市農村女性の家）を中心として、吉武地区住民の総意に基づき連携協調して事業活動を展開し、地域活動等の活性化を図るとともに、市と行政サービスの協働を行い、地域住民へ提供を行うことで地域分権を推進すること。

【 事業内容 】

「地域の子どもは地域で守り育てる」、「地域みんなが正助さん」の精神で「子育て支援」、「高齢者福祉活動」を進めている。

(1) ささえあいの町吉武

- ①子どもの見守り活動
- ②高齢者を見守る「よしたけ福祉の郷づくり会」の活動
- ③自主防災・防犯活動による安全安心なまちづくり

(2) みんなが活発なまちづくり

- ①吉武小学校学童保育所運営、寺子屋
- ②特産品づくりによるまちづくり

(3) 自然、地域産業を活かしたまちづくり

- ①地域の自然環境等を活かした青少年や高齢者の健康づくり、体力づくり
- ②釣川水質保全事業
- ③花で彩る地域づくり

(4) 歴史・文化を活かしたまちづくり

- ①歴史・文化遺産を守る地域イベント事業
- ②地域の偉人の功績を次世代に伝える活動

【 公の施設の管理内容 】

(1) 宗像市農村女性の家

- ・指 定 期 間 平成30年4月1日～令和4年3月31日
- ・管 理 料 4年間で48,199,000円を上限
平成30年度 10,524,529円

(2) 吉武小学校学童保育所

- ・指 定 期 間 平成30年4月1日～令和4年3月31日
- ・管 理 料 4年間で19,500,000円を上限
平成30年度 7,891,640円

(3) 宗像市弓道場

- ・指 定 期 間 平成30年4月1日～令和4年3月31日
- ・管 理 料 4年間で2,260,000円を上限
平成30年度 565,000円

【 補助金の概要 】

- ・事 業 名 宗像市まちづくり交付金事業
- ・目 的 市民が主役のまちづくり、地区の創意工夫を活かしたまちづくりを推進するとともに、市政の円滑な運営を図ることを目的とする。
- ・対 象 内 容 地区の市民の福祉の増進及びまちづくりの推進並びに市政の円滑な運営に寄与するコミュニティ活動（①子育て支援 ②青少年育成 ③健康づくり ④高齢者の生きがいづくり ⑤環境の美化及び整備 ⑥ごみの減量及びリサイクル推進 ⑦防犯及び防災 ⑧生涯学習）
- ・交付開始年度 平成17年度
- ・交 付 実 績 平成27年度 8,465,000円

平成28年度	8,996,000円
平成29年度	8,948,000円

2 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、吉武地区コミュニティ運営協議会の指定管理及びまちづくり交付金に関する事務事業の執行は、法令、条例に基づき、おおむね適正に行われている。しかしながら、その一部について、次のとおり改善を要する事項が認められるので、適正な事務処理を心がけられたい。

また、所管部署であるコミュニティ協働推進課、子ども育成課及び文化スポーツ課は、指定管理者に対する指導及び助言を適切に行いながら改善措置を講じられたい。

(1) コミュニティ協働推進課（宗像市農村女性の家）

ア 宗像市農村女性の家の利用時間帯区分等については、宗像市農村女性の家条例第12条第2項に基づき、あらかじめ市長が承認している。しかし、市長が承認していない取り扱いで許可されている事例が見受けられるので、適正な事務処理を指導されたい。

(2) 子ども育成課（吉武小学校学童保育所）

ア 指定管理者の緊急時対策、防犯、防災対策及び利用者の安全対策について、定期的な避難訓練等も行われている。しかし、指導員の役割分担等の詳細なマニュアル等が作成されておらず、緊急時対策等を十分に把握できていないため、指定管理者と情報共有されたい。

(3) 文化スポーツ課（宗像市弓道場）

ア 基本協定書第13条第3項で、指定管理者は審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めて公にしておくとともに、これらを市に届け出るよう規定しているが、指定管理者が審査基準等を定めていないため、適正な事務処理を指導されたい。

イ 業務仕様書で指定管理者が作成するよう定めている緊急時対策、防犯、防災対策及び利用者の安全対策のマニュアルが作成されていないため、適正な事務処理を指導されたい。

(4) 吉武地区コミュニティ運営協議会

・宗像市農村女性の家の指定管理業務について

ア 宗像市農村女性の家の利用時間帯区分等については、宗像市農村女性の家条例第12条第2項に基づき、あらかじめ市長の承認を受けている。しかし、市長の承認を受けていない取り扱いをしている事例が見受けられるので、適正に事務処理されたい。

イ 宗像市農村女性の家条例施行規則第6条に、農村女性の家を利用しようとする者は、宗像市農村女性の家利用許可申請書（様式第8号）を指定管理者に提出するものとするがあるが、カレンダータイプの別の様式を用いて申請を受け付けている。また、同

- 施行規則第7条で定めている許可証を発行していないので、適正に事務処理されたい。
- ウ 業務仕様書に、利用者等に対しアンケート調査等を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに、市へ報告することとあるが、報告書を提出していないので、適正に事務処理されたい。
- ・宗像市弓道場の指定管理業務について
- ア 基本協定書第13条第3項に、指定管理者は審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めて公にしておくとともに、これらを市に届け出なければならないとあるが、審査基準等を定めていないので、適正に事務処理されたい。
- イ 宗像市弓道場の仕様書に、指定管理者は、利用者等に対しアンケート調査等を実施し、市へ報告することとあるが、報告書を提出していないので、適正に事務処理されたい。
- ウ 業務仕様書に、指定管理者は緊急時対策、防犯、防災対策及び利用者の安全対策について、マニュアルを作成するよう定めているが、マニュアルを作成していないので、適正に事務処理されたい。
- エ 宗像市弓道場の各月の業務報告書と年度末の事業報告書の内容に相違する数値が記載されているので、適正に事務処理されたい。

第3 む す び

吉武地区コミュニティ運営協議会は、地区内の自治会、市民活動団体などで構成され、まちづくり計画に基づき、地域の課題解決につながる取り組みを行っている。

少子高齢化が進む中で、市内で初めて、コミュニティ運営協議会として学童保育所の指定管理を担い、また、よしたけ福祉の郷づくり会を中心に高齢者の居場所づくりを進めるなど、特に子育て支援や高齢者福祉活動に力を入れた事業を主催している。

あわせて、グローバルアリーナでのラグビー教室などの寺子屋事業や各種イベントでの学生ボランティアの活躍など、企業や市内大学とも協働、連携し、地域の人材や資源を生かしたまちづくり活動を行っている。

今後も、まちづくり交付金を効果的に活用し、地域に根差した活動に取り組み、指定管理者として、適正な管理運営を実施、継続されたい。あわせて、地域住民の参加と豊富なアイデアにより、農業、自然、歴史文化を活かした魅力的なまちづくりに努めている吉武地区コミュニティ運営協議会の益々の発展を期待する。